

大和市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第158条の2第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第4項、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、市税等の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年6月11日

大和市長 大 木 哲

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都江東区豊州三丁目3番3号

名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

2 委託期間

平成25年6月1日から平成28年5月31日まで

3 取扱い税目等の種類

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道使用料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料